

説明会の開催を届出等の要旨を掲示することにより行う場合の取扱いについて

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出により、次の1に掲げるいずれかの変更を行う場合であって、2の要件に適合するものは、省令第11条第2項の「大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどない」ものとして取り扱う。

1 変更事項

施設の配置〔省令第3条第1項関係〕

- ①駐車場の収容台数
- ②駐輪場の収容台数
- ③荷さばき施設の面積
- ④廃棄物等の保管施設の容量

施設の運営方法

(1) 営業時間帯等〔省令第3条第2項第1号、第2号、第4号関係〕

- ①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻（営業時間帯）
- ②来客が駐車場を利用することができる時間帯
- ③荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(2) 駐車場の自動車の出入口〔省令第3条第2項第3号関係〕

- ①駐車場の自動車の出入口の数
- ②駐車場の自動車の出入口の位置
- ③駐車場の自動車の出入口の運用方法

2 要件

- (1) 届出を行う直前の「施設の配置」及び「施設の運営方法」により、大規模小売店舗の維持・運営を行った実績が1年以上あること。
- (2) 大規模小売店舗の維持・運営について、苦情が寄せられるなど、その周辺の地域の生活環境の保持の見地から支障となる事象が生じていないこと。
- (3) 「営業時間帯等」の変更にあつては、新たに延長する時間帯が夜間の時間帯（午後10時から午前6時まで）でないこと。
- (4) 変更に係る各事項について、周辺の地域の生活環境への影響に関する予測結果が指針等に定められた基準を満たし、その影響が変更前に比して大きな変化がないこと。

3 適用の除外

「施設の配置」を大幅に変更する場合や変更の内容が複数にわたり「施設の運営方法」が複雑になる場合など、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が大きいと考えられるものについては、この取扱いを適用しない。

4 注意事項

(1) 掲示による説明会

法第7条第1項の規定による説明会の開催を届出等の要旨を掲示することにより行うもの（以下「掲示による説明会」という。）とすることは、県が説明会を開催する必要がないと認めるときに限られる。そのため、掲示による説明会を行おうとするときは、兵庫県大規模小売店舗立地法運用要綱第9条第1項の申出を行うこと。

また、掲示による説明会とすることが認められた場合は、掲示する内容について事前に報告すること。

(2) インターネットの利用による届出等の要旨の掲示

掲示による説明会とすることが認められた場合、届出に係る大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に届出等の要旨を掲示するとともに、インターネットを利用することによりこれを行う必要がある。インターネットを利用する場合の掲示方法とその内容についても事前に報告すること。

(3) 掲示期間

敷地内、インターネットの利用による掲示とも、届出から2月以内に開始し、縦覧期間が終わるまで掲示すること。

(4) 掲示内容（追記）

届出等の要旨のほか、届出の縦覧期間・縦覧場所、県への意見の提出期間・提出先、店舗側の問合せ先についても記載すること。

(5) 説明会開催の要請

県が掲示による説明会とすることを認め、これが実施された場合にあっては、届出に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、支障となる事象が生じた場合は、改めて説明会の開催を求める場合があるので留意すること。

5 法附則第5条

法施行前から維持・運営されている大規模小売店舗に係る法附則第5条第1項の規定による届出（第3項において準用する場合を含む。）に係る変更については、店舗の新設以降、法に基づく説明会の開催実績がないことを踏まえ、店舗の所在地や規模、変更の内容などを勘案し、個別にこの取扱いの適用の可否を判断するものとする。

6 備考

店舗に附属する施設（駐車場、駐輪場、荷さばき施設又は廃棄物等の保管施設）の位置の変更は、この取扱いの対象外としている。

これは、法第6条第4項ただし書の規定（軽微な変更）の取扱いが適用されない施設の位置の変更の場合、周辺に一定の影響が生じるものと考えられるためである。

7 運用開始

この取扱いは、令和6年11月1日以降の届出について適用する。